

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

① 回転部分の突出禁止規定の見直し

② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

審査事務規程の一部改正について（第 11 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
 - 「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
 - 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。

また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）
- ② 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 681 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 682 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 827 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1122 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号）

3. 施行日

平成 29 年 6 月 22 日